

和歌山県ライフライン情報共有マニュアル
(令和5年度改定)

令和5年6月

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

1 目的

本マニュアルは、和歌山県（以下「県」という。）において、地震・津波災害や風水害等の大規模な災害が発生した場合、ライフラインの被害状況や復旧対応が住民の安全や生活に大きな影響を与えると共に、ライフライン事業者及びライフライン事業者により構成された団体（以下「ライフライン機関」という。）を含む防災関係機関全体の災害応急対策の実施に密接に関連することから、県とライフライン機関の間における被害情報や復旧対策等の情報連絡体制の確立と共有化を図ることにより、大規模災害発生時における被害の軽減と迅速で効果的な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用区分

本マニュアルは、県における次の大規模災害について適用する。

(1) 地震・津波災害

ア 県に津波警報（大津波）が発表されたとき。

イ 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。

ウ その他知事が和歌山県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき。

(2) 風水害

ア 風水害により災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、知事が災害対策本部を設置したとき。

(3) 国民保護法に規定される武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

ア 武力攻撃又は大規模テロ等により災害が発生し、知事を本部長とする対策本部を設置したとき。

(4) その他の大規模災害

ア 2(1)～(3)に規定する場合のほか、大規模な停電、通信障害、断水、ガスの供給停止、交通機関の事故、その他の大規模災害に対処するため、県において対策本部を設置したとき。

3 情報連絡体制

県とライフライン機関との連絡体制及び連絡方法については、次のとおりとする。

なお、ライフライン機関が市町村の要請に基づき情報を連絡することを妨げるものではない。

(1) 連絡体制の基本方針

ライフライン機関は、県から被害情報や復旧対策情報等の連絡要請があった場合は、必要な情報を県に報告する。また、ライフライン機関は、報道機関に被害情報等を提供した場合は、速やかに当該情報を県に報告するものとする。

(2) 連絡方法

ライフライン機関の内部における情報収集及び伝達等については、ライフライン機関が定めるとおりとし、ライフライン機関と県との情報連絡は、3(3)の規定により県に派遣された当該ライフライン機関の職員（以下「連絡員」という。）が行うほか、和歌山県防災情報システム、災害時優先電話、FAX、その他通信可能な手段による。

(3) ライフライン機関連絡員の派遣依頼

和歌山県危機管理監は、ライフライン機関との連絡体制の円滑化と強化のために必要と認めるときは、ライフライン機関に対して、連絡員の派遣を依頼することができるものとし、ライフライン機関は、当該依頼に基づき、可能な限り連絡員の派遣に努めるものとする。

ア 連絡員の業務

- ① ライフライン機関における被害情報等の提供に関すること。
- ② 災害応急対策実施に伴う県及び他の防災関係機関との情報共有に関すること。
- ③ その他必要なこと。

イ 派遣に伴う留意事項

ライフライン機関は、次の点に留意して連絡員を派遣するものとする。

- ① 連絡員の派遣に伴う経費は、派遣側において負担すること。
- ② 県において通信手段やパソコン等を提供できない場合があることから、必要な資機材については派遣側において携行すること。
- ③ 業務が長期間に及ぶ場合は、適宜、連絡員を交替させること。

(4) 県への報告様式とその取扱い

県がライフライン機関に被害情報等の報告を要請する際の様式及びライフライン機関が報告の際に使用する様式については、別添1及び別添2のとおりとする。

ただし、ライフライン機関が被害情報等を報告する際に使用する様式を定めている場合は、その様式により行うものとし、和歌山県防災情報システムにより報告する場合は、当該システムにより行うものとする。

また、ライフライン機関が報告を行う際の県の窓口については、別添4のとおりとする。

(5) 県からの情報提供

県は、被害状況や災害応急対策実施状況について、ライフライン機関に情報を提供するものとし、ライフライン機関から被害情報や復旧対策情報等の連絡があった場合は、必要に応じて他のライフライン機関にその情報を提供するものとする。

なお、連絡方法については、3(2)による方法又は3(3)により派遣された連絡員を通じて行うものとする。

4 広報活動

大規模災害発生時において、住民に正しい情報を迅速かつ的確に提供し、住民生活の安定と効果的な災害応急対策を図るため、広報活動を実施する。

(1) ライフライン機関の広報活動

ライフライン機関は、その公共性と専門性から、自社において正確な情報提供に努めるものとし、自社の広報車、ホームページ、報道機関等を通じて次のとおり広報活動を行うものとする。

ア 広報活動の方針

- ① 状況の変化に適合した広報を適切な広報手段を通じて行う。
- ② 時間経過と共に、住民が求める情報が変化することを十分認識し、広報を行う。

- ③ 報道機関に広報を依頼する場合は、状況に応じた情報を適切に提供する。
- ④ 県と連携し、広報活動を効果的に行うため、県に対して広報活動の実施状況を定期的に連絡する。

イ 広報内容

- ① 大規模災害の内容に応じた注意事項
- ② 被害状況
- ③ 被害に対する対応状況と復旧見込み
- ④ 住民生活の安定のため必要な呼びかけ
- ⑤ その他必要な事項

(2) 県の広報活動

県は、ライフライン機関から提供された情報等を活用し、ライフラインの被害状況や災害応急対策の実施状況等について、インターネットや報道機関等を通じて広報活動を行う。

また、県は、ライフライン機関から報道機関を通じた広報の依頼があった場合は、その内容に応じて、報道機関に対して広報を依頼するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成21年4月9日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成22年5月11日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年6月12日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成25年6月25日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成26年5月20日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年7月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年6月6日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年6月29日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和4年6月8日から施行する。

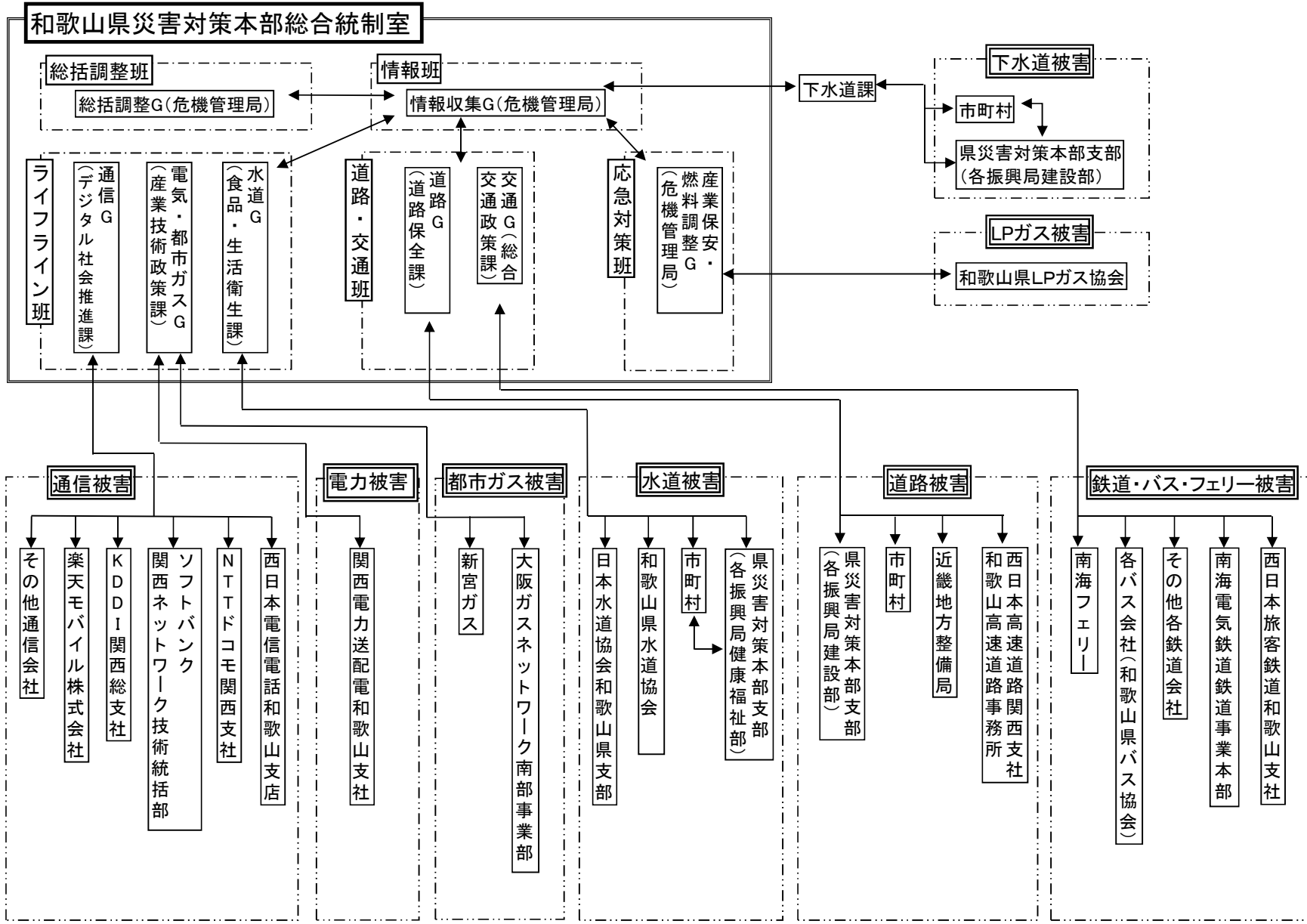
附 則

このマニュアルは、令和5年6月28日から施行する。

和歌山県ライフライン情報共有マニュアル

別添様式等

ライフライン機関情報連絡ルート図



第 号
年 月 日

ライフライン関係事業者 様

和歌山県〇〇部〇〇〇〇局〇〇〇課室長
(公 印 省 略)

ライフラインの機能及び施設等の被害状況等について(依頼)

このことについて、令和 年 月 日に発生した に伴い、和歌山県では
〇〇対策本部を設置し、災害応急対策にあたっています。

つきましては、貴社(団体)のライフライン機能及び施設等の被害状況、応急対策状況及び
復旧見込み等について、〇〇時〇〇分現在の状況を、〇〇時〇〇分までに当課あて別紙に
より連絡いただきますようお願いいたします。

また、詳細が分かる図面及び資料等があれば、併せてお送り願います。

連絡先

NTT-TEL:

NTT-FAX:

防災電話:

防災FAX:

メール:

情報伝達ルート	各ライフライン関係機関 → 県災害本部総合統制室			
情報発信機関	(各ライフライン機関名)	経由機関()	経由機関()	情報伝達先機関
受信日時		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
受信者氏名				
発信日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
発信者氏名				

被害の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発生日時	月 日 時 分		
対象地域 (路線・区間) ※地図を添付 願います。			
被害状況 ※説明図面が あれば添付 願います。			
応急対策状況			
復旧見込み (日時等)			
その他 (特記事項)			
参 考	以下の点に留意の上、ご記入願います。		
	【電話関係】 <input type="checkbox"/> 通信の輻輳状況 <input type="checkbox"/> 利用制限の状況 <input type="checkbox"/> 臨時公衆電話等の設置状況 <input type="checkbox"/> 災害伝言サービスの提供状況 等	【電気関係】 <input type="checkbox"/> 停電状況 等	【交通関係】 <input type="checkbox"/> 乗客等の被害状況 <input type="checkbox"/> 交通施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 不通の状況 <input type="checkbox"/> 代替措置の状況 等
		【ガス関係】 <input type="checkbox"/> ガス施設の被害状況	

ライフライン機関と県の担当窓口一覧

ライフライン機関		県担当窓口
電力	関西電力送配電株式会社 和歌山支社	商工観光労働部企業政策局 産業技術政策課
通信	西日本電信電話株式会社 和歌山支店	企画部企画政策局デジタル社会推進課
	株式会社NTTドコモ 関西支社	企画部企画政策局デジタル社会推進課
	ソフトバンク株式会社 エリア建設本部 関西ネットワーク技術統括部	企画部企画政策局デジタル社会推進課
	KDDI株式会社 関西総支社	企画部企画政策局デジタル社会推進課
	楽天モバイル株式会社 BCPオペレーション管理部地域行政機関支援課 関西BCPリエゾングループ	企画部企画政策局デジタル社会推進課
ガス	大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部	商工観光労働部企業政策局 産業技術政策課
	新宮ガス株式会社	商工観光労働部企業政策局 産業技術政策課
	一般社団法人和歌山県LPガス協会	総務部危機管理局危機管理・消防課
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	企画部地域振興局総合交通政策課
	南海電気鉄道株式会社 鉄道事業本部統括部	企画部地域振興局総合交通政策課
バス	和歌山県内各バス会社 (公益社団法人和歌山県バス協会)	企画部地域振興局総合交通政策課
フェリー	南海フェリー株式会社	企画部地域振興局総合交通政策課
道路	西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	県土整備部道路局道路保全課
	国、市町村	県土整備部道路局道路保全課
水道	市町村	環境生活部県民局食品・生活衛生課
	日本水道協会和歌山県支部(対策状況)	環境生活部県民局食品・生活衛生課
	和歌山県水道協会(対策状況)	環境生活部県民局食品・生活衛生課
下水道	市町村	県土整備部河川・下水道局下水道課

- 備考 1 国所管道路及び市町村所管道路は、県の担当部署がそれぞれの所管部署から被害情報等を収集する。
2 日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会は、要請に基づく応急対策実施状況等について連絡する。

各 位

関西電力送配電株式会社
和歌山支社

停電情報

○月○日○時○分現在 和歌山支社管内において、下記のとおり停電が発生しています。
※注意:停電軒数は概算値であり、後に値が変更になる場合があります。

記

・影響は以下のとおりです。

市 町 村 名	総停電軒数	未復旧軒数	備 考
和歌山市			
海南市			
海草郡 紀美野町			
有田市			
有田郡 有田川町			
有田郡 湯浅町			
有田郡 広川町			
橋本市			
伊都郡 かつらぎ町			
伊都郡 九度山町			
伊都郡 高野町			
岩出市			
紀の川市			
田辺市			
御坊市			
日高郡 日高町			
日高郡 日高川町			
日高郡 美浜町			
日高郡 由良町			
日高郡 印南町			
日高郡 みなべ町			
西牟婁郡 白浜町			
西牟婁郡 上富田町			
西牟婁郡 すさみ町			
新宮市			
東牟婁郡 串本町			
東牟婁郡 古座川町			
東牟婁郡 那智勝浦町			
東牟婁郡 太地町			
東牟婁郡 北山村			
和歌山県 計			

※ 未復旧軒数には、お客さまのご都合により送電できない場合等の復旧不可能な軒数は除いています。四捨五入の関係で、総軒数と端数が合わない場合があります。

◎ 読者、視聴者の皆さまに呼びかけて頂ければ幸いです。

< 関西電力送配電からのお願い >

切れた電線が垂れ下がっていたり、電柱が傾いているのを見つけられたら、絶対に近づかないで、すぐに送配電コンタクトセンター(0800-777-3081(無料))までご連絡ください。

< 問い合わせ先 >

関西電力送配電株式会社 和歌山支社 総務部 コミュニケーション統括グループ
TEL:073-463-0604

LPガス被災状況報告書(第 報)

県災害本部総合統制室様

(FAX:073-422-7652)

事業所名 (一社)和歌山県LPガス協会

担当者名

TEL

災害及び復旧(供給再開)状況

令和 年 月 日 時 分

	被災市町村名	被災件数	被災状況			復旧状況		摘要
			①	②	③	④	⑤	
			家屋倒壊により供給不可能	容器転倒	ガス漏れ(①②により発生したものを含む)	②③のうち供給再開	修復未完了	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
	計							

情報伝達ルート	新宮ガス → 県災害本部総合統制室			
情報発信機関	新宮ガス	経由機関()	経由機関()	情報伝達先機関
受信日時		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
受信者氏名				
発信日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
発信者氏名				

被害の有無	□ 有 □ 無		
発生日時	月 日 時 分		
対象地域	・ガス供給の停止 有 無		
※地図を添付 願います。			
ガス設備の被害状況			
※説明図面が あれば添付 願います。			
応急対策状況			
復旧見込み (日時等)			
その他 (特記事項)			
参 考	以下の点に留意の上、ご記入願います。		
	【電話関係】 <input type="checkbox"/> 通信の輻輳状況 <input type="checkbox"/> 利用制限の状況 <input type="checkbox"/> 臨時公衆電話等の設置状況 <input type="checkbox"/> 災害伝言サービスの提供状況 等	【電気関係】 <input type="checkbox"/> 停電状況 等	【交通関係】 <input type="checkbox"/> 乗客等の被害状況 <input type="checkbox"/> 交通施設の被害状況 <input type="checkbox"/> 不通の状況 <input type="checkbox"/> 代替措置の状況 等
		【ガス関係】 <input type="checkbox"/> ガス施設の被害状況 <input type="checkbox"/> ガス供給の停止状況 等	

新宮ガス導管図



供給区域

- ・ 赤線 - 中間圧導管
- ・ G1. G2. G3はガバナ

あけぼの工場

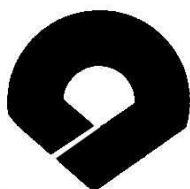
G2

G3

G1

和歌山県災害時要援護者支援マニュアル

平成20年6月



和歌山県

目 次

I	総則	1
1	趣旨	1
2	位置付け	1
3	災害時要援護者	1
4	対象災害	5
5	対象地域	5
II	関係機関の役割	7
1	市（町村）の役割	7
2	民生委員・児童委員の役割	7
3	地域支援機関の役割	9
4	専門支援機関の役割	9
5	県保健所・県福祉事務所の役割	9
III	避難支援体制	11
1	災害時要援護者支援班の設置	11
2	個別計画作成のための情報収集	11
IV	避難支援プラン（個別計画）	15
1	個別計画作成の基本方針	15
2	避難行動要支援者の登録	15
V	情報の共有・管理	17
1	情報の共有	17
2	情報管理方法	17
VI	情報伝達体制	19
1	避難準備情報	19
2	避難支援者等への情報伝達	19
3	多様な情報伝達手段の確保	21
4	安否確認体制	21
VII	避難誘導の手段・経路等	23
1	避難誘導の手段	23
2	避難経路	23
VIII	避難所における支援	25
1	避難所	25
2	福祉避難所	27
IX	平常時における地域の取組	29

<参考様式>

別記第1号様式「市（町村）在宅災害時要援護者台帳」	31
記載例	32
別記第2号様式「避難行動要支援者登録申出書兼台帳」	33
記載例	37

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>I 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>この災害時要援護者避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、〇〇市（町村）における災害時要援護者の支援体制を確立することを目的とし、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本としつつ、要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を行うことにより、地域の安心・安全体制の強化を図るものとする。</p> <p>2 位置付け</p> <p>このプランは、〇〇市（町村）地域防災計画〇〇〇に基づき、要援護者の避難支援について具体化したものである。</p> <p>3 災害時要援護者</p> <p>（1）災害時要援護者の定義</p> <p>このプランにおける災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とは、災害時に必要な情報を把握して安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する、以下の人々とする。</p> <p>① 高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）</p> <p>② 身体障害者</p> <p>③ 知的障害者</p> <p>④ 精神障害者</p> <p>⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</p>	

説明及び留意事項

I 総則

1 趣旨

本プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

なお、本プランの策定にあたっては、市町村の他、福祉関係機関、医療関係機関、自主防災組織など、災害時に要援護者の避難支援にあたる機関（以下「関係機関」という。）とも連携しながら策定することが望ましい。

2 位置付け

プランは、市町村の防災における基本計画である市町村地域防災計画の中の要援護者対策の内、避難支援に関することを具体的に記述したものであるため、まず市町村地域防災計画で災害時要援護者対策を位置づける必要がある。

平成19年3月31日現在の調査では、県内30市町村中11市町村については、市町村地域防災計画上、要援護者の避難支援の定めがなく、早急な位置づけが必要である。

避難支援体制の整備は、自助、共助を基本として取り組むが、市町村、関係機関、住民はプランに基づき、各々の防災活動で要援護者の避難支援体制の整備に取り組むべきである。

3 災害時要援護者

(1) 災害時要援護者の定義

平成3年版防災白書（国土庁）では、要援護者を以下のように定義している。

- 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な人
- 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人
- 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な人

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>⑥ 自閉症等の発達障害のある者</p> <p>⑦ 乳幼児</p> <p>⑧ 妊産婦</p> <p>⑨ 日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>（2）避難行動要支援者</p> <p>要援護者のうち、以下の人々で避難時の支援者が身近にいない人々を避難行動要支援者とし、避難支援体制の整備を重点的かつ優先して行うものとする。</p> <p>① 65歳以上の一人暮らし高齢者</p> <p>② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>③ 認知症の者で、前号で規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>④ 高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護○以上の判定を受けている者</p> <p>⑤ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の○級又は○級に該当する肢体不自由、視覚障害及び聴覚障害を有する者</p> <p>⑥ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうち○の判定を受けた者</p> <p>⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳○級の交付を受けている者及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者</p> <p>⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児</p>	<p>要介護等の等級は、各市町村が対象者数等を考慮のうえ設定する。</p> <p>③、④は、②よりも要介護度が低い者を対象とするのが適当と考えられる。</p> <p>要介護度のみで対象者の範囲を指定しても差し支えないが、認知症者や高齢者世帯に別の基準を設けることで対象者の範囲を絞ることができる。</p>

説明及び留意事項

要援護者には、その障害等の種類によって次のような特徴があり、それらを考慮した支援を行う。

(「平成18年4月26日付け「障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方検討報告書」を参照する。)

- ① 高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）
緊急事態の認識が不十分なことや、コミュニケーションがうまく取れないことがある。また、自力での行動が困難または不可能である。
- ② 身体障害者
 - ア 視覚障害者
テレビなどからの視覚情報の取得が困難であり、また、家屋の損壊や家具の転倒、浸水などで周囲の状況把握や移動が困難になる。
避難所への避難を心理的に躊躇することがある。
 - イ 聴覚障害者、
広報車、ラジオ、サイレン、人のかけ声などの音声情報の取得や、声による情報発信が困難である。
補聴器、発声補助器具や情報発信に利用するFAX等の破損により、意思疎通の方法を損う。
 - ウ 肢体不自由者
避難通路が確保されないと安全迅速な自力避難が困難又は不可能である。
- ③ 知的障害者
緊急事態の認識や状況の判断ができなかったり、コミュニケーションがうまく取れなかったりすることがある。揺れや浸水で激しく動揺することがある。
- ④ 精神障害者
意欲が低下し、何に対しても関心が無くなっている場合や、多くの人がいる場所に入っていけない場合がある。また、服薬の影響がある場合がある。
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、難病等の者（医療機器等を装着している者）、低肺機能者（酸素吸入が必要な者）など）
振動や停電による機器の故障、破損及び停止の可能性がある。
大型の人工呼吸器を装着した人や、筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人等の避難行動に制約がある。
- ⑥ 自閉症等の発達障害のある者
緊急事態の認識に欠けたり、コミュニケーションをうまく取れなかったりすることがある。大勢の人が避難している避難所では心理的不安定に陥りやすい。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>⑨ 来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>⑩ 前各号に準じる状態にある者で市（町村）長が必要と認める者</p> <p>4 対象災害</p> <p>本プランは、主に風水害、地震時における要援護者の避難支援体制の整備を対象とする。</p> <p>5 対象地域</p> <p>本プランは、〇〇市（町村）全域を対象とするが、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について優先的に扱う。</p>	

説明及び留意事項

⑨ 外国人

言語や習慣の違いにより、コミュニケーションがうまく取れなかったり、状況判断等に誤解が生じたりすることがある。

(2) 避難行動要支援者

本プランでは、原則として、避難行動要支援者を個別計画作成の対象とするが、要援護者等についても、必要な状態にあると認められる者については積極的に支援計画を作成する。

(参考) 対象者の範囲について、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月。以下「ガイドライン」という。)には多数の市町村の考え方として以下が例示されている。

- 介護保険の要介護：要介護3以上の居宅で生活している者
- 障害程度：身体障害(1・2級)及び知的障害(療育手帳A級等)の者
- その他：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

4 対象災害

ガイドラインでは、「(ガイドラインに沿った取り組みは、)想定される災害等、各地域の実情に合わせて進めていくことが効果的である。」とされている。

5 対象地域

災害危険地域については、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域、津波浸水予測図等の災害危険地域の調査も進められてきており、特に避難を要する地域の特定も可能となってきた。

また、地理的条件から孤立化のおそれのある地域では、難病患者などが継続的な医療を受けられなくなる可能性があるため、上記危険地域と併せ、優先的に避難支援対策を進めることとしている。

(参考) 平成17年6月に「和歌山県津波避難計画策定指針」が改定され、沿岸市町においては、一人ひとりの要援護者について、複数の避難支援者を定め、避難台帳を整備する等、具体的な避難支援プランを策定することとしている。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>II 関係機関の役割</p> <p>1 市（町村）の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害時要援護者支援班の設置 ② 在宅の要援護者の全体把握 ③ 避難行動要支援者の把握と個別計画作成のための登録の働きかけ及び個別計画の作成、保管、避難支援機関への提供 ④ 避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）等の情報伝達体制の整備 ⑤ 避難準備情報の発令、伝達 ⑥ 個別計画のない避難行動要支援者への避難支援と安否確認 ⑦ 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営 ⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備 ⑨ 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施 <p>2 民生委員・児童委員の役割</p> <p>民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市（町村）からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力 ② 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ ③ 市（町村）の依頼による個別計画作成への協力 ④ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供 ⑤ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認 	

説明及び留意事項

II 関係機関の役割

1 市町村の役割

② 災害時に要援護者の避難が確実に進むよう、市（町村）は、あらかじめ要援護者の全体把握を行い、避難誘導や安否確認を行う必要がある。施設入所中の要援護者は施設において常時必要な支援を受けており、災害時も施設における支援を受けることが前提となるため、本プランは在宅の要援護者を全体把握の対象とした。

③ 市町村による避難行動要支援者の把握は、民生委員・児童委員等の協力を得て実施することになる。

避難行動要支援者への個別計画作成のための登録の働きかけとしては、民生委員・児童委員、自治会長や自主防災会会長の呼びかけによるもの、市町村の広報誌及び登録申請書の直接配布によるもの等が考えられる。

⑥ 避難行動要支援者が個別計画作成のための登録をしなかった場合、個別計画が作成されず、関係機関からの計画的な避難支援が望めないこととなる。

未登録者に対して、市町村では避難所への移動支援を消防等と連携して行うことになるが、迅速な避難支援が望めなくなる可能性が高いことを事前に周知しておく必要がある。

なお、和歌山県防災対策推進条例では、第14条で「災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど、その取組に協力するよう努める」と定めている。

2 民生委員・児童委員の役割

① 民生委員・児童委員には、法律上守秘義務（民生委員法第15条）があり、また、職務上、日頃から、生活に関する相談に応じたり助言等の援助を行っているため、要援護者の状態を把握していることが期待される。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>3 地域支援機関の役割</p> <p>地域支援機関とは、自主防災組織・自治会等、地域で相互扶助活動を行う組織のことで、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ ② 個別計画の修正内容の市（町村）への提供 ③ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達 ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認 <p>4 専門支援機関の役割</p> <p>社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う専門支援機関は、以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ ② 市（町村）の依頼による個別計画作成への協力 ③ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供 ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認 ⑤ 要援護者の収容 <p>5 県保健所・県福祉事務所の役割</p> <p>県保健所・県福祉事務所は、以下の役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ ② 市（町村）が作成する個別計画への助言 ③ 個別計画の修正内容の市（町村）への提供 ④ 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力 	

説明及び留意事項

3 地域支援機関の役割

- ② 地域支援機関は、市町村からの依頼により、避難支援者と避難方法を選定し、個別計画の作成の協力を行う。個別計画には障害の等級や家族の状況等極めて個人的な情報が記載されること、また、市町村の責任において迅速に個別計画を作成することが望ましいことから、作成主体はあくまで市町村である。

和歌山県防災対策推進条例では、第19条で「自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において要援護者の避難誘導、介助等を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める」ものとしている。

4 専門支援機関の役割

計画の作成段階から専門支援機関の参加を得ることで、避難時の支援に協力して当たることができる。

また、専門支援機関は、車イスやストレッチャー等の移動用具や福祉・医療用車両を有しており、それらの移送手段がなければ移動できない避難行動要支援者への移動支援などが期待される。

5 県保健所・県福祉事務所の役割

県保健所・県福祉事務所（振興局健康福祉部）は、県自らの防災計画等との整合を図ったうえで、市町村への助言や支援を積極的に行うものとする。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>Ⅲ 避難支援体制</p> <p>1 災害時要援護者支援班の設置</p> <p>市（町村）は、〇〇に災害時要援護者支援班を置く。 災害時要援護者支援班は、〇〇、〇〇（、・・・）及び〇〇で構成するものとし、以下の業務を行う。</p> <p>① 平常時の業務 要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報・啓発、その他必要な業務</p> <p>② 災害時の業務 要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難所の要援護者班等との連携、その他必要な業務</p> <p>2 個別計画作成のための情報収集</p> <p>（1）要援護者の全体把握 市（町村）は在宅の要援護者の全体把握のため、情報を収集し、台帳を作成する。</p> <p>（2）情報収集の手段 台帳整備のため、〇〇市（町村）個人情報保護条例第〇条の規定に基づき、市（町村）各部局の持つ情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼する。</p> <p>① 住民基本台帳 ② 身体障害者手帳交付台帳 ③ 療育手帳交付台帳</p>	<p>別記第1号様式「市（町村）在宅災害時要援護者台帳」参照</p>

説明及び留意事項

Ⅲ 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

平常時： 防災関係部局や福祉関係部局で構成する横断的なプロジェクトチームとする。市町村の実情に応じ、防災関係部局、福祉関係部局の、いずれを中心とするのも可。

なお、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めることが望ましい。

災害時： 災害対策本部の福祉関係部局の中に設置する。

2 個別計画作成のための情報収集

(1) 要援護者の全体把握

台帳は、市町村における在宅の要援護者の全体把握を行うものとなる。市町村は、高齢者、身体障害者、知的障害者等の要援護者に関するさまざまな情報を各部局で取り扱っているが、それらの情報を統合し、共有化することで、地域の要援護者の実態をある程度把握できる。

台帳は、これをもとにして、避難行動要支援者の把握、個別計画作成のための登録の働きかけ、災害時の安否確認等を行うなど、要援護者の避難支援という目的に沿って広く活用されることを想定しているが、あくまでも市町村の内部資料であり、地域支援機関、専門支援機関に無条件で提供されるものではないことに注意が必要である。

(2) 情報収集の手段

○ 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例における保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等の中で共有する方式。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>④ 特定高齢者把握台帳 ⑤ 要介護、要支援認定台帳 ⑥ 自立支援医療費の申請受理簿 ⑦ 母子健康手帳の台帳等 ⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所） ⑨ 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）</p> <p>広汎性発達障害者や外国人等、上記では把握が困難な場合については、障害者関係団体等福祉関係者や関係機関等と連携をとり、情報収集を行うものとする。</p> <p>（3）情報収集の内容 台帳には、以下の情報を収集して記載する。</p> <p>① 氏名 ② 性別 ③ 年齢（生年月日） ④ 住所 ⑤ 要援護者の区分 ⑥ 所属自治会 ⑦ 避難所（避難先） ⑧ 電話番号等（FAX、携帯電話、メールアドレス） ⑨ 避難行動要支援者の別 ⑩ 登録の有無 ⑪ 個別計画の有無 ⑫ 危険地域の種別</p>	

説明及び留意事項

○ 手上げ方式

要援護者登録制度について広報・周知を行ったうえで、要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。自治体の負担は少ないものの、広報が行き届かない場合や、要援護者が支援の必要性を十分理解できない場合があり、全ての要援護者を把握することは難しい。

在宅の要援護者の全体把握に際しては、上記両方式を併用することが望ましい。

○ 個人情報の取扱いについて

ガイドラインでは、「市町村は、(中略) 要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。」と示されている。

市町村の持つ個人情報の目的外利用・第三者提供については、個人情報保護条例で既に提供が可能となる規定が設けられている場合があるが、そうでない場合は規定の整備等を行う必要がある。

また、個人情報を法律上守秘義務を課せられている民生委員・児童委員等以外の者に提供する場合は、条例の規定、契約書・誓約書の作成、研修の実施等、情報を提供される側の守秘義務の仕組みを構築する必要がある。

なお、本人からの照会等に対応できるよう、個人情報の提供先等について記録を残しておくことが望ましい。

県のみが把握している要援護者については、県が要援護者から同意を得たうえで、市町村からの要請に基づき、情報を提供する。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>IV 避難支援プラン（個別計画）</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者に関する個別計画を作成する。</p> <p>1 個別計画作成の基本方針</p> <p>（1）作成主体</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者登録台帳を活用して、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力して個別計画を作成するものとする。</p> <p>（2）個別計画の内容</p> <p>個別計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な、以下の事項を記載することとする。</p> <p>なお、個別計画作成後、内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行うほか、民生委員・児童委員、自主防災組織及び避難支援者等の協力を得て、定期的に情報の更新を行う。</p> <p>① 避難支援者 ② 予定避難場所 ③ 情報伝達の流れ ④ 情報伝達での留意事項 ⑤ 避難時に携行する医薬品等 ⑥ 避難誘導時の留意事項 ⑦ 避難先での留意事項 ⑧ 避難経路図及び要支援者自宅間取り</p> <p>2 避難行動要支援者の登録</p> <p>個別計画の作成を希望する者は、市（町村）に直接又は民生委員・児童委員等を通じて登録申請を行う。</p> <p>原則として避難行動要支援者を対象とするが、支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者については、登録の対象とするものとする。</p>	<p>別記第2号様式「避難行動要支援者登録申出書兼台帳」参照</p>

説明及び留意事項

IV 避難支援プラン（個別計画）

市町村は、避難行動要支援者からの申出を受け、登録を行った後、避難支援に関する個別計画を作成する。登録に際しては、前述の手上げ方式と以下の同意方式を併用し、効率的かつ確実に対象者への周知を進める。

○ 同意方式

自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する方式。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的に情報収集を行うことが課題である。このため、民生委員・児童委員等への台帳の提示が必要となる。

個別計画の内容には、避難場所や避難誘導方法等の記載に加え、迅速、的確、安全に避難するため、避難経路や避難行動要支援者の自宅の間取り等の図面も整備するのが望ましい。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>V 情報の共有・管理</p> <p>1 情報の共有 避難行動要支援者登録台帳及び個別計画を保管する関係機関及び避難支援者は、共有する個人情報避難支援に関する目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 情報管理方法 避難行動要支援者登録台帳及び個別計画の原本は市（町村）が保管し、副本は避難行動要支援者のほか、個別計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管するものとする。</p>	

説明及び留意事項

V 情報の共有・管理

避難行動要支援者登録台帳や個別計画は、個人情報にあたるので、作成主体となる市町村において、市町村の個人情報条例に則して適正に使用、管理（保管）されるように定めなければならない。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>VI 情報伝達体制</p> <p>1 避難準備情報</p> <p>市（町村）は、避難行動要支援者及び避難支援者が避難に関する行動を開始するための情報として、避難準備情報を使用する。</p> <p>2 避難支援者等への情報伝達</p> <p>（1）避難支援者への伝達</p> <p>市（町村）は、戸別行政無線や広報車を活用して防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、市（町村）及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。</p>	

説明及び留意事項

VI 情報伝達体制の整備

災害時には、情報の確実な入手とすばやい避難行動が求められる。

住民が、障害等の理由で情報入手に支障が生じないように、さまざまな状況を考慮して情報伝達方法を確保することが必要である。

1 避難準備情報

避難準備情報は、災害発生の危険性が高まった時に市町村長が発する避難勧告等の一つとして、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 平成17年3月）で提言され、平成17年度から国の防災基本計画に位置づけられている。

この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

避難準備情報について、ガイドラインでは「目標時間は、情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所への交通・経路の状況などによって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取組が重要となる。」としながらも、発令20分以内に情報伝達を完了し、発令90分以内に避難を完了することを想定している。複数の避難行動要支援者の避難支援を行う場合にも、発令後90分以内に要援護者の避難行動が完了すべきことを目標に移動支援に取り組む必要がある。

2 避難支援者等への情報伝達

国は、ガイドラインで、市町村から避難支援者、関係機関への情報伝達について以下のように示している。

- 市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にすること。
- 消防団、自主防災組織等は一部の構成員に過度な負担を掛けないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。
- 発災時は、福祉関係者と連携しつつ、個別計画等を基に情報伝達をすること。

また、市町村には福祉関係者に対する定期的な防災研修の実施を求めている。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>(2) 地域支援機関への伝達 地域支援機関への防災情報や避難準備情報の提供は地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。 市（町村）と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。</p> <p>(3) 専門支援機関への伝達 市（町村）は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。</p> <p>3 多様な情報伝達手段の確保 避難準備情報等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市（町村）は、以下により多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放送事業者への情報提供等 ② 防災行政無線の活用 ③ 緊急通報システムの活用 ④ ファクシミリ、電子メール等の活用 ⑤ 消防団、自主防災組織による広報 ⑥ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供 <p>4 安否確認体制</p> <p>(1) 避難行動要支援者安否情報収集窓口の設置 市（町村）は、災害時要援護者支援班の中に、避難行動要支援者安否情報収集窓口（以下「収集窓口」という。）を設置して、避難行動要支援者の安否・避難情報を収集する。</p> <p>(2) 避難支援者からの報告 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合、収集窓口又は自治会等事前に指定された連絡先に報告する。</p>	<p>情報伝達手段については、「障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方の検討報告書」（平成18年3月）を参照のこと。</p>

説明及び留意事項

(2) 地域支援機関への伝達

基本的に、地域支援機関は地域内で避難行動要支援者の避難支援にあたること
が想定されているが、就労等の理由で地域を離れることのある者が避難支援者にな
る場合も考えられる。このような避難支援者を選定する場合には、市町村は、
避難準備情報等が確実に避難支援者に伝わるような情報伝達体制の整備や、複数
の避難支援者の選定等の対策を講じる必要がある。

(3) 専門支援機関への伝達

避難準備情報等防災情報は、専門支援機関が避難行動要支援者の避難支援や受
入を行う前提となるものである。

避難準備情報の発令から避難行動要支援者の避難完了までを90分で行うため
には、避難準備情報が発令されてから、専門支援機関が避難支援者を参集させて
いては、避難支援が間に合わなくなるおそれがあるため、市町村から提供される
防災情報に基づく対応体制について、事前に定めておく必要がある。

3 多様な情報伝達手段の確保

災害時には、住民の多くがテレビやラジオから防災情報を得ることから、市町村
は、緊急の程度を勘案しながら直接放送事業者へ情報提供を行う。このため、平常
時から放送事業者との連絡体制を確立しておくことが必要となる。

電子メールは、遠隔地に住む避難行動要支援者の家族等へ、避難行動要支援者の
居住する地域の防災情報を伝える際に有効である。遠隔地に住む家族からの電話に
より、早めの避難をしたという事例もあり、市町村は、個別計画で避難行動要支援
者の家族から避難行動要支援者に「避難の呼びかけ」を行うことも避難支援の一部
として取り組むものである。

4 安否確認体制

避難行動要支援者が親戚宅や知人宅に避難する場合があるため、安否情報の収集
を避難所だけで行うことは困難である。

そのため、より確実に安否確認を行うには、本プランのように、市町村が安否情
報収集窓口を設置して、住民や関係機関の情報提供を促す方法や、自治会等を単位
として事前に連絡先を決めておき、要援護者等が避難先等を伝える方法が考えられ
る。

なお、市町村が収集窓口を設置する場合は、その連絡方法（電話番号等）につい
ては、広く周知に努める必要がある。

また、災害時に電話が不通となる事態を想定し、確実な情報伝達のためには、避
難所等への無線機器の設置についても検討する必要がある。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>VII 避難誘導の手段・経路等</p> <p>1 避難誘導の手段</p> <p>風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市（町村）と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。</p> <p>なお、速やかに避難誘導を行うため、平時から、市（町村）、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしたうえで対応する。</p> <p>2 避難経路</p> <p>避難経路の選定にあたっては、土砂災害、洪水初期の浸水、津波等が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p> <p>また、要援護者自身も、避難支援者とともに、自宅から避難場所までの経路をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。</p>	

説明及び留意事項

VII 避難誘導の手段・経路等

避難経路等の確認については、ハザードマップの活用が有効であり、市町村は、各種ハザードマップについて、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、インターネットを利用した公開等により、内容の周知を行うとともに、説明会等を通じて、情報の活用方法についても周知を行う必要がある。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>VIII 避難所における支援</p> <p>1 避難所</p> <p>(1) 避難所の開設等</p> <p>市（町村）は防災情報に基づいて早期に避難所の開設を行う。</p> <p>各避難所には、高齢者や障害者が安全かつ円滑に利用できるよう、あらかじめ経路やトイレにバリアフリーに関する整備を行うとともに、必要に応じ間仕切りや冷暖房機器等の設置を発災後速やかに行うものとする。</p> <p>また、避難所での情報提供は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮したものとする。</p> <p>(2) 要援護者班・要援護者用相談窓口の設置</p> <p>各避難所には、要援護者の要望を把握するため、要援護者班を設置し、要援護者用の相談窓口を設ける。</p> <p>要援護者班及び相談窓口においては、相談対応を通じて要援護者からの要望を把握し、情報伝達や支援物資の提供等を行う。</p> <p>なお、相談しやすい環境をつくるため、窓口には、女性職員の配置やプライバシー確保等の配慮を行う。</p> <p>(3) 相談体制等の整備</p> <p>発災後は、保健師等による健康相談、二次的健康被害の予防、こころのケア等を順次実施するとともに、要援護者の状況に応じて、福祉避難所への移動及び緊急入所や入院の手続を行う。</p>	<p>避難所の開設・運営等については「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」（平成20年3月）を参照すること。</p>

説明及び留意事項

VIII 避難所における支援

1 避難所

(1) 避難所の開設等

避難所、避難路の指定にあたっては、土砂災害、津波浸水等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、関係機関と協議して、適切な指定に努める。

また、避難所の環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておく必要がある。

(2) 要援護者班・要援護者用相談窓口の設置

要援護者班の設置にあたっては、市町村の災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等と協力しながら設置することが望ましい。

(3) 相談体制等の整備

避難生活が長期化する場合、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す仕組みが重要であり、保健師や福祉関係職員等による相談体制の整備が必要である。

なお、こころのケアについては、必要に応じ、県への「こころのレスキュー隊」の派遣要請を保健所を通じて行う。

また、避難所から福祉避難所への移動及び福祉避難所から避難所への移動については、事前に経路や方法を定めておくとともに、移送等の速やかな対応をとるためには、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくことが望ましい。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>2 福祉避難所</p> <p>市（町村）は、避難所を設置すると同時に、介護員等の支援が必要な要援護者を対象とする福祉避難所を設ける。</p> <p>（1）福祉避難所の指定</p> <p>市（町村）は、個別計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。</p> <p>指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行うものとする。</p> <p>（2）福祉避難所の周知</p> <p>福祉避難所を指定した場合は、地域防災計画に定めるとともに、あらかじめ要援護者及び避難支援者を含む地域住民に周知し、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。</p>	

説明及び留意事項

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所のニーズを把握する際には、身体介護を必要とする要援護者以外に、避難所での共同生活が困難な認知症のある者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者及び自閉症・発達障害者等についても考慮する。

福祉避難所に適する施設としては、要援護者の利用に適した老人福祉センター、防災拠点のほか地域交流スペース、特別支援学校等が考えられるが、適切な場所にこれらの施設がない場合には、公的な宿泊施設、民間の旅館等も候補として検討する。

なお、特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を利用する場合、緊急入所への対応が損なわれることのないよう留意すること。

福祉避難所の指定等を行う際の事前協議事項として、以下等が考えられる。

- ① 受入可能人数（要援護者種別に）
- ② 福祉避難所として対応する人員、設備、備蓄物資等（市町村の支援を含む）
- ③ 費用負担
- ④ 福祉避難所の管理責任者
- ⑤ 夜間等の体制
- ⑥ 家族等の同伴の可否

福祉避難所は、本来、自治体自らが設置するものであるが、災害時の要員不足が危惧される場合等には、施設等の設置者に福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託することができる。

また、以下の救助に関する業務の一部又は全部についても、併せて委託が可能である。

- ① 炊き出し等による食品の供与
- ② 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与

業務の委託にあたっては、委託先の施設用の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案のうえ、施設等の設置者に過度の負担を課さないよう留意が必要である。

なお、福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短いものとし、施設への（緊急）入所や応急仮設住宅への入居を活用することが望ましい。設置等を委託した場合も、福祉避難所の閉鎖時の避難者の退所については、委託した市町村が対応を行う。

災害時要援護者避難支援プラン（モデル計画）	参 考 等
<p>IX 平時における地域の取組</p> <p>要援護者の適切な避難誘導のため、地域において、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめるとともに、自主防災組織を中心に、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(1) 日常活動 民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等は、声かけや見守り行動を通して地域の連携を深め、要援護者の避難支援について、地域住民の協力関係をつくるものとする。</p> <p>(2) 避難訓練 要援護者の避難を迅速かつ適切に行うため、各地域で自主防災組織を中心とする避難訓練を実施する。 要援護者、避難支援者を含む地域住民は積極的に参加するものとし、情報の伝達や具体的な避難支援方法についての確認を行う。</p>	

説明及び留意事項

IX 平時における地域の取組

(1) 日常活動

災害時において、要援護者支援を行うには、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行うことが重要であり、市町村は、これらの取組を推進することにより、災害に強い福祉のまちづくりを目指すことが求められている。

(2) 避難訓練

避難訓練は、避難支援者が支援できない場合等、様々な状況を考慮して実施する必要がある。

〇〇市(町村)在宅災害時要援護者台帳(記載例)

番号	氏名	フリガナ(半角)	性別	生年月日	年齢	住所	要援護者の区分	自治会名	避難所	電話番号等	要支援者の別	登録	個別計画	危険地域
1	市町村各部署が持つ台帳等から、在宅の要援護者を抽出し、基本事項(氏名等)を記入する						高齢者	〇〇地区	〇〇小学校	×××-×××-××××	要支援	有	有	津波
2							身体障害者	△△地区	△△小学校	×××-×××-××××	—	有	無	洪水
3							精神障害者	□□地区	□□小学校	×××-×××-××××	—	無	無	—
4														
5	各項目の説明													
6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要援護者の区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルP1 3(1) 災害時要援護者の定義に基づき記入 													
7														
8	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する自治会名を記入 													
9														
10	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の指定避難所(福祉避難所含む)を記入 													
11														
12	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電話番号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から連絡の取れる連絡先を記入 													
13														
14	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要支援者の別 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルP3 (2) 避難行動要支援者 に該当する場合は記入 													
15	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手上げ方式により登録(個別計画の作成)を希望した者 ・ 同意方式により登録(個別計画の作成)に同意した者 ・ 上記以外の者 → 無 													
16														
17														
18	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別計画作成済みの場合は有、未作成の場合は無 													
19														
20														
21														

別記第2号様式

避難行動要支援者登録申出書兼台帳

整理番号	
------	--

平成 年 月 日

市（町村）長 様

私は、災害時要支援者登録制度の趣旨を理解し、同制度への登録を希望します。

また、下記の個人情報と作成された私の個別支援計画が、災害時の避難支援や情報提供、安全確認のため、市（町村）の関係部署や地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織に提供されることに同意します。

		代理申請の場合	登録者との関係		
			氏名		
フリガナ 氏名	生年月日		明・大・昭・平 年 月 日		
	男・女		自治会名		
住所	〒				
電話		FAX			
携帯電話		メール			
世帯状況	人世帯 構成：				
身体の状態	障害者手帳	(級)	要介護度	疾病名	
災害時に必要な支援等					
かかりつけ医院等			住所		
			電話		
担当ケアマネジャー			住所		
			電話		
主な介護サービス・福祉サービス事業所			住所		
			電話		
日常生活に必要な生活用具・薬等					
緊急時の連絡先	氏名			住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
	氏名			住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
担当民生委員			電話		
			携帯		

避難支援者	1	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
	2	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
	3	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
予定避難場所	1		2		
情報伝達の流れ					
情報伝達での留意事項					
避難時に携行する医薬品等					
避難誘導時の留意事項					
避難先での留意事項					
備考					
連絡先				電話	
				電話	

予 定 避 難 場 所 ま で の 経 路	1 ()
	2 ()

避難行動要支援者宅見取図

別記第2号様式

避難行動要支援者登録申出書兼台帳（記載例）

整理番号	
------	--

平成 年 月 日

市（町村）長 様

私は、災害時要支援者登録制度の趣旨を理解し、同制度への登録を希望します。

また、下記の個人情報と作成された私の個別支援計画が、災害時の避難支援や情報提供、安全確認のため、市（町村）の関係部署や地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織に提供されることに同意します。

		代理申請の場合	登録者との関係	
			氏名	
フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
	男・女	自治会名		
住所	〒			
電話		FAX		
携帯電話		メール		
世帯状況	人世帯 構成： 〔記載例〕妻と二人の老夫婦世帯。長男、次女はいずれも結婚して県外に居住…。			
身体の状態	障害者手帳	(級)	要介護度	疾病名
	〔記載例〕 一人では歩行が困難			
災害時に必要な支援等	〔記載例〕 妻と二人暮らしであるが老夫婦世帯であるため、緊急時の避難には第三者の手助けが必要である。			
かかりつけ医院等			住所	
			電話	
担当ケアマネジャー			住所	
			電話	
主な介護サービス・福祉サービス事業所			住所	
			電話	
日常生活用具・薬等	〔記載例〕 〇〇薬を服用中（□□医院）			
緊急時の連絡先	氏名			住所
				電話
				携帯
				携帯メール
	氏名			住所
				電話
				携帯
				携帯メール
担当民生委員			電話	
			携帯	

避難支援者	1	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
	2	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
	3	氏名	(関係)	住所	
				電話	
				携帯	
				携帯メール	
予定避難場所	1		2		
情報伝達の流れ	<p>[記載例] ○○市役所→自主防災組織→本人，避難支援者へ。 自主避難を決めたときは本人から支援者へ電話要請。「避難準備情報」が発令された場合は、避難支援者が本人宅を訪問。</p>				
情報伝達での留意事項	<p>[記載例] 聴覚に不安があるため、本人宅訪問により情報伝達を行う。</p>				
避難時に携行する医薬品等					
避難誘導時の留意事項	<p>[記載例] 肢体不自由のため、車椅子を使用する。</p>				
避難先での留意事項	<p>[記載例] 人工透析を受けている。</p>				
備考					
連絡先	○○市健康福祉部□□課			電話	
	○○市社会福祉協議会□□課			電話	

予 定 避 難 場 所 ま で の 経 路	1()
	<p>予定避難場所（2カ所）までの避難経路を記入。なお、記入にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土砂災害、洪水初期の浸水、津波等が予想される危険な箇所を可能な限り避けること。・ 要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定すること。
	2()

避難行動要支援者宅見取図

避難行動要支援者宅の見取図を記入。なお、記入にあたっては、下記の点に留意すること。

- ・ 災害時に速やかに安全確認を行えるよう、就寝場所等を含め、分かりやすく記入すること。
- ・ 本人のプライバシーには十分留意すること（趣旨を説明し、本人の了解を得る。必要以上の情報は記入しない 等）。